

施設保全責任者・保全担当者（P 1 / 1）

施設保全責任者・保全担当者とは？

適正な保全を実施するためには、当然それを実施する責任者・担当者を定める必要があります。

そのため「**国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領**」により各省各庁の長は「**施設保全責任者**」を必ず定めることとされています。（担当者は必要に応じて定めることとされています。）



①「施設保全責任者」の規定は？

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」では「施設保全責任者」「保全担当者」は以下のように規定されています。

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」

（平成17年6月1日 国営管第59号 国営保第11号）https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html

第3 保全の体制及び計画

1. 保全の体制

- ①各省各庁の長は、その所属の職員のうちから「施設保全責任者」を定めるものとする。
各省各庁の長は、必要に応じ、施設保全責任者の指名を、部局等の長に行わせることができる。
- ②施設保全責任者には、原則として、内部部局の課長、附属機関及び地方支分部局の部長若しくは事務所等の長又は人事院規則第10-4で定める安全管理者をあてるものとする。
- ③施設保全責任者は、必要に応じ、所属の職員のうちから「保全担当者」を定めるものとする。



【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

施設保全責任者が施設を直接管理して保全業務を実施、あるいは保全業務の委託先に指示している場合は、システムで「保全担当者」の欄は「定めている」を選択の上、施設保全責任者の「役職名」を入力してください。